

那珂川市子どもの権利条例（素案）に対する意見と意見への見解

受付期間 令和2年10月27日（火）～令和2年11月26日（木）

受付人数 14人

No.	パブリック・コメント（意見の内容）	意見への見解
1	前文「成長・発達」「発達段階」という文言が4か所にわたって使われています。 1「生まれながらにして平等に育つ権利が…」とできませんか。 2「充実した生活を送り育っていく過程で自分…」とできませんか。 3「その子の発達段階に応じた」は削除し、「子どもとコミュニケーションを図る…」とできませんか。 4「心身ともに健やかに育つなかで子どもに…」とできませんか。 第1条、第3条も「成長・発達」を「育つ」「育ち」と言い換えられると思います。	子どもの「発達」とは、環境との相互作用の中で、豊かな心や、意欲、態度を身につけ、新たな能力を獲得していく過程のことです。身体的発達、情緒的発達、知的発達など、子どもの成長には様々な側面があります。また「発達」の言葉は、児童福祉法の条文で「健やかな成長及び発達」「発達の程度に応じて」、教育基本法の条文で「心身の発達に応じて」など、法律でも多用されています。3についても、基本理念の一つであり、欠くことができないものと位置付けているため、原案のとおりとします。
2	前文「子どもを無視することなく」という言葉が使用されています。現実は無視する大人の存在を肯定したうえで否定をする文章に捉えられるので残念なイメージになります。ですのでこの言葉は削除するか、もしくは「子どもの思いを受け止め」や「子どもの心に寄り添い」など受容や共感のメッセージを込めた言葉を使用していただきたいと思います。	ご意見を踏まえ、この言葉を削除するよう、条文を修正します。
3	前文 那珂川の自然豊かな環境の中で育ちいく子ども達の姿を前文に！	「充実した生活を送り…主体的に生きていくことができるようになります」には、自然豊かな環境の中で生活を送ることの意味も含んでいますので、原案のとおりとします。
4	前文 子どもの権利条約の一般原則は、とても大切な内容なのでぜひとも那珂川市の子どもの権利条例の前文にも盛り込んだ方がいいのではないかと思います。 また、前文の中に、権利とはどういうもので、権利をどう活用して、今後権利をどうしていこうと考えているのかなど、子どもたちが子どもの権利条例を知るにあたり、なぜ権利条例が必要かが伝わる内容を加えてはどうだろうか。 内容が漠然とし過ぎていて、権利の根本的な重要性がなかなか見えてこない。 文章の大半が、大人に向けた言葉になっているが、この権利はあくまでも子ども主体で子どものためであるので、もう少し子ども主体の文章でとよいのではないか。	子どもの権利を保障するには、まわりの大人が子どもの権利を理解しておく必要があること、また、子どもに権利を教えるにしても教える大人が理解しておかなければなりません。 したがって、前文は簡潔に、基本理念（条例第3条）の条文を用いて、大人が求められていることを示す内容にしています。
5	第1条「子どもにやさしい…」の前に「、」を挿入したら、意味がつながると思います。	ご意見を踏まえ、条文を修正します。
6	第3条 子どもにとって最も良いこと、という原則について、子どもが伴う場合、具体的にはどのような場面でしょうか。	子どもに関わりのあることを決めるとき、例えば進学先や就職先を決めるときは、大人の勝手な都合だけで決めるのではなく、子どもにとって何が最もよいことなのかを考える必要があるということです。

No.	パブリック・コメント（意見の内容）	意見への見解
7	第5条「保障されます。」というより、「保障されなければならない。」と強い言い方のほうがいいのではないのでしょうか。第6条から第8条まで同様。	第5条に掲げる権利は、義務付けされるものではなく、当然に保障されるものとして位置付けているため、原案のとおりとします。第6条から第8条まで同様です。
8	第5条「…相談すること」は「…相談できること」ではないのでしょうか。	相談を行うことを保障されているのであって、相談を行うことが可能であることを保障されているのではないため、原案のとおりとします。
9	第5条「命が守られ、大切に育てられ、健康的な生活」とありますが、「食」は生きるために欠かせない問題だと考えます。文言で明記していただきたいです。	健康的な生活を送るには、食に限らず、衣・食・住のすべてが等しく欠かせないため、原案のとおりとします。今後の普及活動のなかでは、伝えていくべきことと考えます。
10	第10条「育ち学ぶ施設」を「育ち学ぶ施設関係者」とすべきではないのでしょうか。2項も同様。	ご意見を踏まえ、「育ち学ぶ施設」と「育ち学ぶ施設の管理者及び職員」を区別するように、条文を修正します。
11	第12条「何人も」という表現をしていますが、子どもにもわかりやすい表現にしてはどうでしょうか。	他に表現する言葉が見当たらないため、原案のとおりとします。
12	第14条 見出し及び条文中の「参加」を「参画」とすべきではないのでしょうか。	参画は計画に加わることを意味するものであるため、原案のとおりとします。
13	全般 那珂川市の自然の豊かさは、先代の方々が守ってきて下さった事であると感じます。環境基本条例にも明記されていると思いますが、子ども達の豊かな生活、成長の為に、大人が守るべき事が大きな責任であるとも考えます。	ご意見を踏まえ、第15条第4項の条文を「何人も、自然を守り、…努めるもの」とします。」に修正します。
14	全般 少年補導員をしているが、公園で蝶集している子や非行を繰り返す子達の多くは、家庭があるにもかかわらず、親が子どもに対して「放置」「無視」「無関心」という環境にあるということがわかりました。 このことに関しては第9条「第一義的責任」としての記載が該当すると思いますが、第4章の支援策や取組の中には、このような子ども達を守り支援する内容が希薄であると感じました。	第11条（地域における権利の保障）では、「市民及び事業者は…子どもを温かく見守り」としており、第19条（支援が必要な子ども・家庭への支援）では「支援を必要とする子ども及びその家庭に配慮し、適切な支援に努める」としており、このような子ども達を守り支援する条文を盛り込んでいるため、原案のとおりとします。
15	全般 すべてが短すぎる文章で、わかりづらく、誤解してしまう。もう少し噛み砕いてわかりやすくしてほしい。特に第2章「子どもにとって大切な権利」の中をわかりやすく詳しく。 その中で追加してはどうか。（下記） ・自分を守り、守られる権利 ・個別の必要に応じて支援を受ける権利 の中に、障がいのある子どもが尊厳を持ち、自立し、かつ、社会への積極的な参加が図られること	条例制定後には、市民にわかりやすい内容で周知するように努めます。 次に「自分を守り、守られる権利」は、「安心して生きる権利」と同じと考えます。また、第19条（支援が必要な子ども・家庭への支援）では「支援を必要とする子ども及びその家庭に配慮し、適切な支援に努める」としており、このような子ども達を守り支援する条文を盛り込んでいるため、原案のとおりとします。
16	全般 イラストや子どもでも分かる言葉や実例などを加えたものにしたらどうだろうか。「こども六法」のようなイメージ。	ご意見として承り、今後の普及活動の参考にさせていただきます。
17	全般 育てる条例にしてほしい	ご意見として承ります。
18	全般 何よりも周知徹底が大切 各校を廻って説明を	ご意見として承り、今後の普及活動の参考にさせていただきます。

No.	パブリック・コメント（意見の内容）	意見への見解
19	全般 SNSやオンラインゲームが家庭の中で急速に広がっています。子どもの人権感覚や金銭感覚がこわされていると思います。第一義的な保護者の責任であることは明確ですが、その役割を十分に果たしていません。 地域・家庭・学校それぞれの役割を明確にした条例によって子どもたちを積極的に守っていく必要があると思います。	ご意見として承り、今後の普及活動の参考にさせていただきます。
20	全般 いい条例をつくっていただけてよかったです。むつかしいことを条例にして今後より良いものになることを願います。学校や幼・保育園などしっかりと連携して子ども達の中にも広げていってほしいです。	ご意見として承り、今後の普及活動の参考にさせていただきます。
21	全般 誰が読んでも理解できるような言い回しや、誰にも相談できずに困っている、苦しんでいる子ども達を助けてあげられる、支えてあげられる意味のある条例に仕上げてほしいと思います。条例に伴い、活動する機関も子ども達1人1人の目線になって問題解決に向けて大切に動いてほしい。	ご意見として承り、今後の普及活動の参考にさせていただきます。
22	全般 子どもたちへの周知ですが、小中学生に学校から配布されているipadに条例をアプリにして入れて、いつでも見ることができ、困りごとアプリ内に書き込み、直接こども応援課や相談員につながるようにしてはどうでしょうか。 我が子を見ていても、電話や対面よりスマホなどからメールでやりとりの方が抵抗なく利用しています。	ご意見として承り、今後の普及活動の参考にさせていただきます。